主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人寺尾寛の上告趣意のうち、違憲をいう点は、道路交通法七二条一項後段、 一一九条一項一〇号が憲法三八条一項に違反しないことは、当裁判所の判例(昭和 三五年(あ)第六三六号同三七年五月二日大法廷判決・刑集一六巻五号四九五頁) の趣旨に照らして明らかであるから、所論は、理由がなく、その余は、単なる法令 違反の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四〇八条、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり判決する。

昭和五〇年六月一二日

最高裁判所第一小法廷

_	盛		岸	裁判長裁判官
≡	益	林	藤	裁判官
≡	武	田	下	裁判官
夫	康	上	岸	裁判官
光	重	藤	団	裁判官